

生駒市学研高山地区に係る調査結果まとめ

【大気質】（調査地点、項目、図：資料4 P1～2 調査結果：P17～19）

一般環境大気質調査として高山サイエンスプラザ屋上で毎月測定及び自動車排ガスの沿道調査を国道 163 号線と市道芝・庄田線の交差点東詰めで年 1 回測定（7 日間連続大気汚染測定）している。（P2 図 大気質調査地点）

一般環境大気質調査では、窒素酸化物、硫黄酸化物の測定値は、月ごとの期間平均値になることから環境基準とは測定方法が異なり、単純に比較できないが、全ての測定月において環境基準を下回った。

また、自動車排ガスの沿道調査については、環境基準項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質）の全てにおいて、環境基準を大幅に下回り、生活環境の保全が維持された。

【河川及び調整池】（調査地点、項目、図：資料4 P1、3 調査結果：P21～28）

河川及び調整池の調査は西浦川、山田川、調整池で生活環境項目を年 4 回、調整池で「人の健康の保護に関する環境基準項目」の調査を年 1 回行った。

調査結果について、西浦川では、環境基準を満足していた。

山田川では、水素イオン濃度が 7.6～8.1 で農業用水基準より高かったが、過年度の最大値よりは低かった。

調整池では、水素イオン濃度が 7.3～9.3 で農業用水基準より高いときもあったが、過年度の最大値より低かった。また、「人の健康の保護に関する環境基準項目」の全てにおいて基準を満足した。

水素イオン濃度については、藻類の光合成により、水中の二酸化炭素を藻類が取り込んで数値が上昇したものと考えられ、山田川、調整池とも過年度値（P26～28）の範囲内に収まっていることから、特に異常はなかった。

【井戸水】（調査地点、項目、図：資料4 P1、3 調査結果：P30～32）

調査結果については、農業利用がある 3ヶ所の井戸で年 1 回の調査を実施し、農業用水基準の項目については全ての井戸で基準を満足した。

水道水の水質基準と比較した場合は、全ての井戸で鉄とマンガンの 2項目が基準値を超過していました。また、No.1の井戸は色度、No.3 の井戸は臭気について、水道法基準に適合しませんでした。

〈奈良先端科学技術大学院大学に係る調査〉

【実験排気】（資料4 P36～37）

実験室からの排気口直下と屋上排気口の 2ヶ所で毎月 1 回、大腸菌群と一般細菌の調査を実施した。大腸菌群については 0～1 個/皿、一般細菌については 0～2 個/皿であり過年度の調査結果の範囲内で特に異常はなかった。

【実験排水】（資料4 P38）

モニター槽（排水管理モニターで水質監視行っている槽）流入直前において毎月1回、水素イオン濃度、大腸菌群数、一般細菌、遊離残留塩素の調査を行った。

水素イオン濃度は6.4～7.2、大腸菌群数は0～6個/mL、一般細菌は2～6,300個/mL、遊離残留塩素は0.1～1.0mg/Lであり、過年度調査結果の最大値を大幅に下回り異常はなかった。

【RI(放射性同位元素)の排気及び排水関係】（資料4 P39）

空間線量率は41地点において毎月1回の測定を行い、法令規制値を超える値はなかった。排気口放射能濃度は γ 線、 β (γ)線、ヨウ素について常時監視をおこなっており、法令規制値を超える値はなかった。

また、希釈槽放射能濃度については排水時に行なっており、法令規制値を超える値はなかった。

＜参天製薬株式会社に係る調査＞

【実験排気】（資料4 P40～P42）

実験排気の細菌調査（大腸菌群、一般細菌）を排気口直下で毎月1回行った。大腸菌群については検出されず、一般細菌については0～2個/皿の検出がみられたが、過年度の調査結果の範囲内であった。大腸菌群、一般細菌以外の落下菌については、年4回調査を行った。特異的に大きく検出された菌はなく、周辺環境への影響は少ないと推察される。

【実験排水】（資料4 P43）

実験排水の消毒状態を確認するため、水素イオン濃度、大腸菌群数、一般細菌、遊離残留塩素の調査を処理水槽流入前において毎月1回行った。水素イオン濃度は6.7～7.2、大腸菌群数は0～2個/mL、一般細菌は31～310個/mL、遊離残留塩素は0.1～1.0mg/Lの範囲で、過年度の調査結果の範囲内であった。

【RI(放射性同位元素)の排気及び排水関係】（資料4 P44）

空間線量率は31地点において毎月1回測定を行い、異常はみられなかった。排気口放射能濃度は β 線について3箇所ですべて常時監視をおこなっており、月ごとの平均値は全て下限値未満であった。

【ボイラー排ガス】（資料4 P45）

ダスト濃度と窒素酸化物濃度等を5箇所において年2回（7月、1月）調査を行い、ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物濃度の排出基準以下でボイラーは適性に管理されていた。

【騒音・振動】（資料4 P45）

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定を実施し、騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（生駒市告示第 62 号平成 24 年 4 月 4 日）及び振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（生駒市告示第 66 号平成 24 年 4 月 4 日）から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべてにおいて基準値以下であった。

〈上六印刷㈱に係る測定〉

【悪臭項目】（資料4 P46）

上六印刷㈱が敷地境界 2ヶ所において年 1 回、悪臭物質及び臭気濃度を調査し、その結果について、表 5.1.2 に示した。

特定悪臭物質では、悪臭防止法の規定に基づく悪臭規制基準のうち 3 物質（酢酸エチル 7ppm、トルエン 30ppm、キシレン 2ppm）とも基準値以下で奈良県の臭気指数の基準値（20）以下であった。

【騒音・振動項目】（資料4 P46）

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定結果を表 5.2.2 に示した。騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（生駒市告示第 62 号平成 24 年 4 月 4 日）及び振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（生駒市告示第 66 号平成 24 年 4 月 4 日）から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべて基準値以下であった。

〈㈱バーレープラスに係る調査〉

【排ガス項目】（資料4 P47）

ディッピング（熱した金型をポリ塩化ビニール等の樹脂槽に浸して樹脂を成型する工程）の排気排出口の排ガス測定結果は、全ての項目で大気汚染防止法に係る排出基準値以下だった。

【悪臭項目】（資料4 P49～50）

ディッピング総合排気ダクト排出口及び敷地境界において測定を実施し、その測定結果を表 6.2.2 及び表 6.2.3 に表した。

悪臭防止法の規定に基づく悪臭規制基準 22 物質及び奈良県の臭気濃度の基

準すべてにおいて基準値以下であった。

【水質項目】 (資料4 P51)

事業所敷地に降った雨水の集まる最終枡の水質についての測定結果は、全て基準値以下であった。

【騒音・振動項目】 (資料4 P51)

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定結果から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべて基準値以下であった。

【基準を満足しなかった地点及び項目】

調査対象	地 点	項 目	測定月	測定値	農業用水基準
河川及び調整池	山田川	水素イオン濃度	5月	8.1	6.0～7.5
			8月	7.7	
			11月	7.9	
			2月	7.6	
	調整池	水素イオン濃度	5月	7.9	6.0～7.5
			8月	9.3	
11月			8.7		
調査対象	地 点	項 目	測定月	測定値	水道水基準値
井戸水	No.1井戸	鉄及びその化合物	8月	3.6	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.18	0.05以下
		色度		5.2	5度以下
	No.2井戸	鉄及びその化合物		2.6	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.28	0.05以下
	No.3井戸	鉄及びその化合物		2.1	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.25	0.05以下
		臭気		硫黄臭	異常でないこと

※農業用水基準：農業用水の要望水質（水稲）で水稲に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準で法的拘束力はないが水稲の正常な生育のため望ましいかんがい用水の指標